

別添

【令和2年度診療報酬改定の内容（抜粋）】

（令和2年3月5日付け保医発0305第3号厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官通知「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」）

改定後	改定前
第4の7 小児運動器疾患指導管理料 2 届出に関する事項 小児運動器疾患指導管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式5の8の2を用いること。	第4の7 小児運動器疾患指導管理料 2 届出に関する事項 小児運動器疾患指導管理料の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。